

通所介護事業所重要事項説明書

< 令和6年4月1日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-530-1710
(午前8時30分～午後5時30分)

担当 木下 直子

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 通所介護 上川原んちの概要及び職員体制

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	通所介護事業所 上川原んち
所在地	埼玉県熊谷市小島449番地1
介護保険指定番号	通所介護事業所 (指定番号 埼玉県1173101849)
サービスを提供する 対象地域	熊谷市、深谷市

上記地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

(2) 施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		サービス管理全般	1名
生活相談員	介護福祉士	1名	1名 (介護職兼務)	生活等の相談等	2名
看護職員兼 機能訓練指導員	看護師 准看護師	1名	2名	健康状態のチェック、 保健衛生上指導及び 看護、機能訓練	3名
介護職員	介護福祉士 ヘルパー 1～2級		6名 (1名兼務)	介護業務	6名

(3) 同施設の設備の概要

定員	20名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室(63.25㎡)	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽	送迎車	5台

3. サービスの内容

- (1) 送迎
 - ・車椅子のご利用を余儀なくされている方、脚部に不安があり車椅子を使用する方については職員にご相談ください。
 - ・乗降については、転倒することなどがないように介助をしていきます。
- (2) 食事
 - ・嗜好調査を行い、主食の堅さ、主菜の大きさ、箸、スプーンが必要であるかを調べに利用者に合った食事を提供していきます。
 - ・必要があれば、食事の介助をおこないます。
- (3) 入浴
 - ・残存機能の低下を防ぐために、なるべく利用者自身が行うよう声がけをしていきます。
 - ・一部介助、全介助については、職員の介助技術をもって事故のないように介助していきます。
- (4) 日常動作訓練
 - ・レクリエーションを取り入れて、利用者が意識せずに自然に行える日常動作訓練を行います。
- (5) 生活相談
 - ・利用者とのコミュニケーションの中から、家庭での日常生活についてどのように過ごされているかを把握し、その事について共感したり、アドバイスを行います。

4. サービス利用料金

- (1) 【契約書別紙】をご覧ください。

- (2) 支払方法

通所介護の実施負担分及び、介護保険の一部負担についての料金は、毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、請求月末日までにお支払いください。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5. 当施設のサービスの特徴等

- (1) 運営の方針

『家族』の一員として・・・血はつながってないですが、一つ屋根の下に集う人として、いつも皆様のお役に立ちたいと思っています。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	無	
時間延長の可否	有	
従業員の研修の実施	有	月 1 回

- ・当事業所は、従業者の資質向上のため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。

(3) サービス利用にあたっての留意事項

①送迎時間の連絡

送迎時間については、事業者と利用者との契約書取り交わしの時に決めさせていただきます。尚、時間変更等ある場合には前もって連絡させていただきます。

②体調の確認

来所時にバイタルチェック（体温、血圧、脈拍）を行います。体調不良を訴えた場合は速やかにご家族等に連絡をとり、サービスの継続を行うかどうか相談いたします。

③時間変更

利用日、利用時間の変更がある場合は、前日午後 5 時半までに当事業所へご連絡ください。

④設備・器具の利用

設備、器具の利用は、管理規程により、故意によって、設備・器具に損害を与えた場合は、現状に回復をしていただきます。

⑤その他

送迎時に事故や工事などに遭遇した場合、やむを得ず遅れる場合があります。お迎えの時に体調不良がある場合は当事業所のご利用をお断りすることもあります。

⑥サービス提供時間短縮による留意点

事前の連絡がなく、利用者、又はその家族の選定により、サービス提供時間を短縮した場合は、当月計画されたサービス提供表に沿った利用料を徴収いたしますのでご了承ください。事業所のやむを得ない事由によるサービス提供時間の短縮はこの限りではありません。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

7. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、ご利用者様に対する通所介護のサービスの提供による事故が発生し場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。
- (2) (1) における事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際しとった処置について記録します。
- (2) 当事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故発生した場合には、損害賠償責任を負います。

8. 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、個人情報保護法等により、サービス提供をする上で知り得た利用者及び、その家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。(但し、必要と認められる場合には、利用者の家族状況、身体状況等についてサービス担当者会議において用いることがあります。)
- (2) 事業者の従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又は、その家族等の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) お便り等に日頃の活動写真を掲載する場合がありますが、個人が特定されないものを使用します。個人が特定されるものの場合には、その都度利用者または家族の許可を得るものとします。

9. 虐待防止に係わる取り組み

利用者の人権擁護、虐待の防止等のための利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての従業者がこれらを認識し、指針を遵守して、サービス提供に努めます。

- ・虐待防止委員会を設置し、従業者への周知、徹底の強化をいたします。
- ・虐待防止のための指針を整備いたします。
- ・全従業者に対する虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に行います。
- ・虐待防止のための措置を適切に行うための担当者を配置します。

10. 身体拘束等の適正化に係わる取り組み

高齢者が他者から不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではありません。ただし、利用者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされるなど、「緊急やむを得ない場合」とされるものについては、例外的に虐待に該当しないと考えられます。

- ・身体拘束等については、運営基準に則って運用いたします。
- ・身体拘束適正委員会を定期的実施し、身体拘束適正化の体制を維持、強化します。
- ・定期的な研修（年1回以上）を実施します。

11. ハラスメントに対する取り組み

事業者は、ハラスメント（従業員間、利用者間、従業員から利用者、利用者から従業員における、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメント等）を禁止し、予防のための取り組み、発生した場合の対応を適切に講じ、安心できる介護サービスの提供を図ります。ハラスメントの予防及び対策に関連する事象（認知症に関する知識等）の研修を定期的に行い、従業員への周知、啓発に努めます。

12. 非常災害対策

①初期出火 全員が協力して消化器を有効に活用し、適切な初期消火を行うと共に避難誘導を行います。

- ・避難誘導：建物内の全員に、メガホン等を使用して火災を知らせ、方向等を指示いたします。
- ・通報連絡：火災が発生した場合、すぐに消防機関に通報すると共に、他の者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に連絡します。
- ・その他：利用者のお引き渡しにあたっては、職員が必ず立会い、指導日誌等に記入いたします。保護者がお引き取りできない場合の代理人については、事前に確認しておき、帰宅先について確認をいたします。

②地震による被害の防止措置

地震により、火災発生の恐れのある火気設備器具は原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限といたします。

③防火設備 ・消火器

④消火訓練 ・原則として4月、10月の年2回行います。このうち年1回は実際に消火器から消火薬剤を放射する訓練を実施いたします。

- ⑤通報訓練 ・ 4 月・ 1 0 月の年 2 回
- ⑥避難訓練 ・ 4 月・ 1 0 月の年 2 回
- ⑦その他訓練 ・ 4 月に安全防護及び応急救護訓練を実施いたします。
- ⑧総合訓練 ・ 1 0 月に大規模地震を想定した訓練も合わせて実施いたします。
- ⑨防火管理者 ・ 原口 智

1 3. サービス内容に関する苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情窓口

電話番号 048-530-1710 担当 木下 直子

(2) その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

①大里広域市町村圏組合

・介護保険課 電話番号 048-501-1330

②利用者がお住まいになられている市町村役場 介護保険担当課

・熊谷市役所 電話番号 048-524-1111

・深谷市役所 電話番号 048-571-1211

③埼玉県国民健康保険団体連合会

・苦情担当 電話番号 048-824-2568

1 4. 第三者評価の実施

第三者による 評価の実施状況	☐ あり	実施日	令和 年 月 日	
		評価機関名称		
		結果の開示	☐ あり	☐ なし
	☐ なし			

1 5. 当社の概要

名 称・法人種別 有限会社ナトーライフコンサルタント
 代表役職・氏 名 代表取締役 森田 俊和
 本部所在地 埼玉県熊谷市久保島1000番地

定款の目的に定めた事業

- 1 介護保険法による居宅介護支援事業
- 2 介護保険法による認知症対応型共同生活介護
- 3 介護、衛生用品の販売
- 4 介護者の養成研修
- 5 介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護
- 6 介護保険法による訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
- 7 介護保険法による通所介護及び介護予防通所介護
- 8 介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- 9 介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
- 10 介護保険法による特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売
- 11 道路運送法による、一般乗用旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車、運送事業、特定旅客自動車運送事業、軽車両等運送事業
- 12 患者移送サービス業
- 13 介護保険法による通院等のための乗車又は降車の介助
- 14 障害者自立支援法による、障害福祉サービス事業（基準該当を含む）
- 15 障害者自立支援法による、相談支援事業
- 16 障害者自立支援法による、移動支援事業
- 17 在宅介護、入浴介護、配食サービス並びに介護機器・用品の開発、販売及び賃貸（介護保険法の適用外での事業）
- 18 前各号に付帯する一切の事業